



日医報告

平成22年度

家族計画・母体保護法指導者講習会

北海道医師会母体保護法指定医審査委員会委員 山本 哲三

日本医師会、厚生労働省主催の平成22年度“家族計画・母体保護法指導者講習会”が12月4日(土)、今村定臣日本医師会常任理事の司会で日本医師会館大講堂で開催された。北海道からは藤井美穂道医常任理事と私が出席した。

開催にあたり原中勝征日本医師会長から、日頃の母体保護法の適正な運用に対する謝辞と少子高齢化社会を迎えて子どもの育成を含め、安心・安全な国を作るための日本医師会の取り組みを内容とするご挨拶が、また細川律夫厚生労働大臣(代読：泉陽子厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長)は、やはり少子高齢化の中での不妊治療を含め、出産、育児に対し政策の面での国としての対応を盛り込んだご挨拶をされた。

寺尾俊彦日本産婦人科医会会長の来賓ご挨拶には、本講習会を開催した日本医師会と厚生労働省に対する謝辞と母体保護法指定医師は胎児の生命にかかわるものであり、人格、技術の研修の義務が当然として法律に規定されていること、医師の指定権が公益法人法の規定改正と平成22年6月23日に法律第46号によって母体保護法の最終改正が行われたことによりゆらいでいること等が含まれていた。

○講演

“医療の明日のために、今、できること”

日本医師会長 原中勝征

1. 国民皆保険を堅持するための雇用環境の是正
 - ・国民皆保険を堅持するための雇用環境の是正
 - ・所得と生活環境の是正に向けて
 - ・国民皆保険の堅持に向けて
2. 超高齢化社会を見据えた社会保障全体の長期ビジョンの提示
 - ・これからの日本社会
 - ・超高齢化社会を見据えた社会保障全体の長期ビジョンの提示

3. 医療費増加政策への転換
 - ・平成22年度国家予算、歳入・歳出の内訳
 - ・地域医療の崩壊
 - ・平成22年度診療報酬改定
 - ・経済指標とのギャップ
4. 医師・看護師不足および偏在の解消へ
 - ・医師養成について
 - ・看護師確保について
5. 市場原理主義の医療への参入阻止
 - ・市場原理主義の医療への参入に対して
 - ・保険外併用療法・医療ツーリズムについて

以上の各項目について、国の経済政策のゆがみが失業者の増加と低所得を促し、国民皆保険の崩壊を促すこと、国の債務と地方の疲弊、高齢者の増加による社会保障制度の崩壊、患者負担増とサービスの要求の増加に伴う医療現場と国民意識の間にギャップがあること、医師養成の増加が必ずしも医療崩壊の阻止には結びつかないこと、市場原理と医療ツーリズムに対する日本医師会の考え方と対応について詳述された。

結びとして、政府と医師会は対立していくものではなく、手を携えて国民の健康と幸福のために努力していくものであると述べられた。

○シンポジウム

“母体保護法の理念とその運用”

(1) 日本産婦人科医会の立場から

日本産婦人科医会長 寺尾俊彦

母体保護法が“優生保護法”であった時から“日本産婦人科医会”が“日本母性保護医協会”と呼ばれていた時代を含めて、60年間のかかわりについて、歴史的な流れと現流、母体保護法指定医師の資格と適正な運用、また公益法人制度改革(平成18年6月2日公布、平成20年12月1日施行)と母体保護法の最終改正(平成22年6月23日)に伴う医師指定権の問題点について、さらに現法の社会的現況との矛盾点についても言及された。

(2) 日本医師会の立場から

日本医師会常任理事 今村定臣

平成18年に公布された公益法人制度改革関連法の一連で母体保護法が改正され、同法第14条に規定する指定権者が、従来の「都道府県の区域を単位として設立された社団法人たる医師会」から「都道府県の区域を単位として設立された公益社団法人たる医師会」となったことにより、指定医師の空白地帯ができる可能性がある。日本医師会は、法改正を含めて空白地帯を1ヵ所たりとも作らないようプロジェクト委員会を立ち上げ、精力的に各方面に働きかけている。

なお、平成22年11月26日時点での「『公益法人制度改革』への対応に関するアンケート調査」では、公

益法人への移行13団体、一般社団法人への移行10団体、一般社団法人後に公益法人へ移行5団体、検討中19団体となっている。「母体保護法の成立の原点に立ち返り、都道府県医師会が指定権限を持つことの意義を主張していきたい」とした。

(3) メディアから見た“人工妊娠中絶”

日本放送協会 制作局チーフディレクター
迫田朋子

1994年、エジプトのカイロで開催された「国際人口開発会議（ICPD／カイロ会議）」をきっかけに中絶そのものの是非が論争になり、さかんにメディアの紙面をにぎわせたが、最近では中絶について真正面から取り上げられることは多くない。この1年間の新聞記事で「中絶」という言葉を含んだ記事は、大手新聞でそれぞれ50～80件。その多くはアメリカの中間選挙などで争点となった中絶の是非論争に関するものである。

日本では毎年25万人前後の中絶が行われているが、女性たちの心の葛藤などについて率直に語られる場もほとんどない。

10代後半、高校生の例を紹介しながら、中絶を受けた女性の心の回復の難しさ、心を取り戻す場が不足していること、心の傷はその後の幸福な人生によっても癒されるものではなく20年も30年も持ち続けることを紹介。このような女性にとって産婦人科医師は味方なのだろうか（インフォームドコンセントという名のもとに対応が機械的ではないだろうか）と問題提起した。また、中絶は適正な家族計画の本質ではないと言い切り、女性の自己決定権から生命倫理に対する社会の責任にまで言及された。

○指定発言

“行政の立場から”

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長
泉 陽子

人口政策の側面から母子保健を考えている。母体保護法を含め、関連諸法に対する基本的な姿勢は変わらないが、公益法人法、母体保護法の改正により、医師の指定権者がなくなることについては憂慮している。私的には日本医師会と同じではあるが、どういう方法があるとかということは立場上もあり、また法の設立が議員立法であることから自由な議論を妨げることになるので言及は避けたい。

10代未婚女性の中絶が減少しないことに対しては学校での性教育のあり方、妊娠しても社会経済的に出産することができない女性に対しては社会福祉の面から解決方法を探ってみたいと発言された。

<フロアとの意見交換>

・配偶者の同意に関して

世相の多様化、特に性の意識の氾濫などから相手が特定できない場合を含め、女性だけの同意でよしとする方が現実的ではないのか？

・10代の中絶に関して

学校教育の中で、性教育に対する熱意に学校差がある。政策として性教育を教育カリキュラムの中に組み込めないだろうか？

・母体保護法指定医師の指定権者をどこにするのか早急に解決してほしい。指定医師の空白地帯を作らないために。

・子宮頸がんワクチンを施行する場合に、性についての教育を含めるとよいのでは？

などが質問され、各シンポジストが適切に回答されていた。

電子メールによる会員への情報提供について

—メールアドレスの登録—

◇情報広報部◇

本会では、インターネットを利用し、電子メールにより緊急性の高い情報を、会員の皆様へ送信提供しております。対象は当会の電子メールアドレス利用者全員と他プロバイダの電子メールアドレスをお持ちになっていて、本会にアドレスを登録している会員です。

他プロバイダの電子メールアドレスの登録につきましては、随時受け付けておりますので、是非ご登録いただきたくご案内いたします。

●電子メールアドレスの登録方法

電子メールで、ご氏名、登録メールアドレスを明記のうえ、下記宛お送りください。

・申込先メールアドレス：**add@m.doui.jp**